



市役所からの お知らせ

*市の事業について、詳しくは各課へお問い合わせいただくか、秋田市ホームページをご覧ください。<http://www.city.akita.akita.jp/>

●文中「SC」はサービスセンターの略です。

国勢調査へのご協力 ありがとうございました



10月1日に行われた国勢調査にご協力いただきありがとうございました。調査結果は、平成28年2月に速報結果が公表され、その他の結果は、平成28年6月以降に順次公表されます。

なお、調査票の提出が済んでないかたは、ご連絡ください。国勢調査秋田市実施本部 ☎(866)1964

飯島緑丘大通り あおぞらいちば 青空市場を開催します

採れたて新鮮野菜を地元農家が直売します。越冬野菜も多数ありますので、ぜひお越しください。日時▶11月8日(日)午前8時～10時30分 会場▶飯島緑丘大通り(飯島小学校近く)

*青空市場の開催にともない、会場の飯島緑丘大通りは、当日の午前7時～11時、一部通行止めとなります。ご了承ください。

●問い合わせ 農業農村振興課 ☎(866)2116

市民協働公開講座の 受講者を募集します

地域や社会的な課題の解決をめざし、市民と市が役割分担し、協力して取り組む「市民協働」に興味を持つきっかけづくりとして、公開講座を開催します。

講座は、市民活動団体と行政の協働事例を基に、「なぜ」「もし」「自分なら」を一緒に考えるグループワーク形式です。講師は、東京大学大学院工学系研究科都市工学専攻教授の小泉秀樹さん。

日時▶11月24日(火)午後6時～8時
会場▶アルヴェ2階多目的ホール
先着▶50人程度

応募方法▶氏名、住所、年齢、電話番号、所属団体(所属している場合)、勤務先・学校名を、11月13日(金)必着まで、電話、FAX、Eメールのいずれかで、市民協働・地域分権推進課へ。

電話 ☎(866)2037
FAX ☎(866)2129
Eメール ro-copr@city.akita.akita.jp

自主防災リーダー 研修会を開催します

地域の防災に関心があり、リーダーとしての活動をめざすかたが対象です。定員50人。

日時▶11月18日(水)午後1時30分～4時30分 会場▶東部市民SC

内容▶防災講演、災害対応ゲーム
申し込み▶はがき、FAX、Eメールのいずれかに、氏名、町内会名、電話番号を書いて、11月12日(木)必着まで、
〒010-8560 秋田市防災安全対策課「リーダー研修会」係
FAX ☎(823)5099
Eメール ro-pnds@city.akita.akita.jp

●問い合わせ 防災安全対策課 ☎(866)2021

暖房器具による 火災に注意しましょう

これからの季節、ストーブなどの暖房器具による火災を防ぐため、次のことにご注意ください。

■ストーブの上に洗濯物を干さない：水分が蒸発し、乾いて軽くなった洗濯物は、バランスが不安定になりストーブの上に落下する可能性があります。

■ストーブの周りに燃えやすいものを置かない：布団、衣類、雑誌などを近くに置くと、ちよつとしたはずみで接触し出火する恐れがあります。

■外出する時や給油の時は必ず消火する：給油の時に給油口キャップの閉まりが不完全だと灯油が漏れ、ストーブに引火する危

険性があります。

■電源プラグや電源コードを点検する：長年使用しているストープは、定期的に清掃、点検しましょう。使用中に異臭や異常がある場合は使うのをやめ、販売店などに相談しましょう。

■住宅用火災警報器の設置は義務です
秋田市の設置率は、83.9%(今年6月現在)で完全設置には至っていません。住宅用火災警報器などの設置により、初期消火の成功や死者の発生を防いだ事例があります。大切な命を守るため、必ず設置しましょう。

●問い合わせ 消防本部予防課 ☎(823)4247

不動産をインターネット で公売します

市税の滞納により差し押さえた動産を、ヤフー・ジャパン官公庁オークションで公売します。

物件は、市ホームページと次のページで公開中です。入札参加申し込みは11月19日(木)まで。入札は11月27日(金)から29日(日)まで。

▼ヤフー・ジャパン
官公庁オークションサイト
<http://koubai.auctions.yahoo.co.jp/>

●問い合わせ 特別滞納整理課 ☎(866)8932

●人口▶316,808人(-141) ... 9月分 出生▶178人
 ・男▶148,986人(-80) 死亡▶257人
 ・女▶167,822人(-61) 転入▶648人
 * 1年前の人口▶318,700人 転出▶710人
 ●世帯▶135,709世帯(+22) ()内は前月比



イヌワシの
保護増殖活動が
評価されました



確認証授与式で

絶滅危惧種「ニホンイヌワシ」の保全の取り組みが、国の保護増殖計画に適合するとして、10月3日、環境省から大森山動物園に確認証が授与されました。

確認証は、希少野生動植物の保護増殖に取り組む自治体などに授与され、大森山動物園を含め、延べ29団体に授与されています。大森山動物園 ☎(828)5508

医療費の自己負担分が
軽減される福祉医療費
の申請を忘れずに

次の①②に該当するかたは、申請すると「福祉医療費受給者証」が交付され、診療の際に受給者証と健康保険証と一緒に医療機関に提示すると保険診療の自己負担分（1〜3割）が助成されます。手続きは下記の窓口へどうぞ。

① **子どもの福祉医療制度の対象**
 0・1歳▶全員に入院・通院医療費を助成します。所得確認あり
 2〜6歳▶入院は全員に助成します。通院は所得制限あり

小学生▶入院・通院ともに所得制限あり

* お子さんが1歳以上で、市(区)町村(民税所得割が課税されている世帯は、自己負担分の半額をお支払いいただきます。なお、医療機関(入院・通院それぞれ)や薬局ごとに月額1千円が上限です。

ひとり親家庭、父母がいない家庭、父か母が重度の身体障害者手帳をお持ちの家庭▶18歳までのお子さん(18歳に達する日以後の最初の3月31日まで)が対象です。所得制限あり。お子さんが就職などで、社会保険本人になると該当しません

② **障がい児(者)の福祉医療制度の対象**
 重度障がい児(者)▶身体障害者手帳1〜3級か療育手帳Aをお持ちのかた。社会保険本人は所得制限あり
 高齢身体障がい者▶65歳以上で身体障害者手帳4〜6級をお持ちのかた。社会保険本人は該当しません。所得制限あり

* 健康保険が変わったかた、任意継続保険を取得・喪失したかたは、新しい健康保険証と印鑑を持って、上記の窓口で福祉医療の変更手続きをしてください。

● **申請と変更手続きの窓口**
 ① 子どもの福祉医療制度は、子ども総務課(市役所3階)

☎(866)8846
 FAX(866)2405
 ② 障がい児(者)の福祉医療制度は、障がい福祉課(福祉棟1階)
 ☎(866)2093
 FAX(863)6362

：北部・西部・河辺・雄和・南部の各市民SC、駅東SCでは、①②とも受け付けます。

乳幼児・小学生の福祉医療制度の所得制限

次の「A総所得額」から「B各種控除額」を控除した額が、「C所得制限基準額」を超える場合は助成制度に該当しません。

また、父母の所得は合算せず、それぞれの所得額で判断し、いずれかが超えると該当しません。

A 総所得額

・サラリーマンで市・県民税を給料から控除されているかた：市・県民税特別徴収税額通知書の「総所得金額①」欄の額
 ・市・県民税を納税通知書で納付しているかた：市・県民税・県民税納税通知書の3枚目に綴られている税額計算明細書の「総所得①+②」欄の額

B 各種控除額(控除の種類▶控除額)

雑損控除、医療費控除、小規模企業共済等掛金控除、配偶者特別控除▶市・県民税の控除額と同額
 社会保険料控除▶8万円
 障害者控除(1人につき)▶普通27

万円、特別40万円
 勤労学生控除▶27万円

◎ 所得制限基準額(扶養人数▶基準額)
 乳幼児：0人▶460万円、1人▶498万円、2人▶536万円、3人▶574万円

小学生：0人▶267万2千円、1人▶305万2千円、2人▶343万2千円、3人▶381万2千円

* 扶養人数が1人増えるごとに、所得制限基準額に38万円が加算されます。また、左記の扶養控除も加算されます。

扶養控除(1人あたりの額)

70歳以上は10万円、普通(16〜18歳と特定(19〜22歳)はいずれも15万円

* ひとり親家庭などの児童、重度心身障がい児(者)および高齢身体障がい者の、所得制限における各種控除額と所得制限基準額はこれらとは異なります。

自動交付機の休止と
駅東SCの休館

11月14日(土)、市内にあるすべての自動交付機(住民票の写しなどを交付)が、作業停電のため休止します。

また、同じく作業停電のため、アルヴェ駅東SCが休館します。

☎(887)5320
 * 自動交付機の問い合わせは、市民課へ。☎(866)2018